

追及第2弾! 危ない「中国製」食器と調理器具を一挙公開

週刊朝日

7月20日
2007年
320円

「新健康法」
漢方式体質
チェックで
生活改善

ネットじゃ買えない
お取り寄せベスト10

引退表明 大仁田厚に
「闇カジノ疑惑」証言

グラビア熟写!
嗚呼「ハニカミ王子」

本誌
独占!

実兄が初めて明かす
おとうと・松本人志



「もう一人の裁判官」の園尾隆司・宇都宮地裁所長(右)。今回の件でコメントも出せない最高裁

「裁判官の独立」揺るがす

地裁所三女の現場介入

「軽率」では済まされない

今年2月21日、宇都宮地方裁判所で開かれたある法廷の最中のことだ。出廷した久米修司弁護士が語る。

「裁判官席には担当の3名の裁判官のはか、なぜか左陪席の横にもう一人、裁判官がいました。(34才)の園谷照。その裁判官とは別の競争者の横に面接したことがありましたので、お名前までは記憶にありませんでした。

たが、見覚えはありました。おかしな構成だなと思いました。だが、見覚えはありませんでした。

問題の法廷は、民事手続きの一つである審尋の場だった。審尋とは、紛争の当事者あるいは利害関係者が意見や主張を述べる場で、久米弁護士は、ある老舗旅館の破産事件をめぐって債務者本人が語る。

務員である旅館経営者の代理人として出廷していた。

そうした裁判の場で、事務の担当でもなく、正規の裁判官がそろつていていたといふ。債務者本人が語る。

実は、この「もう一人の裁判官」は、宇都宮地裁を統括する園尾隆司所長(57)だったのです。

地裁で合議制を採用する場合の裁判官の人数は、裁判所法で3人と決まっていて、最高裁判所広報課によると、今回のような審尋の場でもそれは適用される。最高裁判所広報課によると、今回のような審尋の場でもそれは適用される。法定の規定に反してまで、なぜ園尾所長は陪席したのか。上司である園尾所長がその職務に不当な圧力、影響を与えたままの結果になってしまった。

そこで思い出されるのは、裁判官の独立をめぐってか

つて論争を巻き起こした「平賀書簡事件」である。

その経緯は以下のようなものであった。

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」――。これは憲法(76条3項)で定められた「裁判官の独立」の大原則だ。裁判官に対する国民の信頼の源となるこの根本原則を、いやしくも最高裁判所で局長経験もある裁判所長が脅かしたという。いったい何が起きたのか。

ジャーナリスト 時任兼作+本誌・中村裕

「もう一人の裁判官」の尋問は、約20分間に及び、債務者の個人資産を洗いざらりとさせることに集中した。午前9時20分過ぎに始まったこの審尋は午後12時

過ぎに終了。これを受け、同地裁は同日中に破産開始を決定したのである。

1968年、防衛庁（当時）

が北海道長沼町に「ナイキ」という自衛隊基地を建設すると発表した。地元で反対運動が起きたが、国は黙殺。翌69年、農林省

（当時）が基地建設を推進するため、建設予定地の洪水防止用国有保安林の指定を解除したため、地元反対派が「自衛隊が違憲状態にある以上、保安林の解除は公益にかなわない」として解除の執行停止などを求め行政訴訟を起こした。いわゆる「長沼ナイキ基地訴

讼」である。

この訴訟で、当時の札幌地裁の福島重雄裁判長は

「自衛隊が憲法9条にいう戦力に該当するとの判断を受けたこともありうる」とし、住民側の主張を認める判決を下したが、その判決直前に札幌地裁の平賀健太所長が福島裁判長에게私信を送った。私信の中で平賀所長は「先輩のアドバイス」と前置きしたもの、「洪水などの危険は代替工事によつて防止できる」「解除についての農林大臣の裁量を尊重すべきである」と記載した。実質上裁判に介入したのである。

今回の宇都宮地裁、園尾所長の行為は、まさにここで言うところの「裁判の干涉とみられるおそれのある

ような言動」その疑いを招くような行動」だったのではないか。

ことの重大さは、本人も自覚していたようで、園尾所長は公式には裁判に出でないことにになっている。

本誌が入手した債務者審尋期日調書には、当日の出席者がすべて記名されているが、園尾所長の名前はどこにも見当たらない。前出の久米弁護士は語る。

「裁判官としめての節度を超えるもので、裁判の独立と公正について

国民の疑惑を招き、誠に遺憾である」

とし、さらにこんな「所信」を表明した。

「いやしくも係属中の事件に関し、裁判の干渉とみなされるおそれのあるような言動はもとより、その疑いを招くような行動をすることも、厳に慎まなければならぬ」

今回の宇都宮地裁、園尾所長の行為は、まさにここで言うところの「裁判の干涉とみられるおそれのある

ような言動」その疑いを招くような行動」だったのではないか。

確かに「書記官の補助者」とは何とも苦しい弁解だ。

裁判官歴25年の大学教授は

より重大な問題

平賀書簡事件

確かに「書記官の補助者」とは何とも苦しい弁解だ。裁判官歴25年の大学教授は

「書記官が裁判官を補助することはあっても、その逆は制度も法的根拠もない。また、書記官には尋問の権限はありません。今回のようなケースは私は一度も経験がありません」

民事裁判を数多く手がけた久米弁護士は、間りで紹介された新聞報道を見て、ようやく顔と名前が

一致しました。これは問題

だと思い、当日出席してい

た書記官に電話で園尾所長がどういう立場で出席されていたのか尋ねたのです。書記官は調べて返事をする

ということで一度電話を切り、約1時間後に折り返し電話がありました。「裁判長の許可を得て、書記官の補助者として出席していました」とのことでした。さっぱり納得できません

所長の陪席は、憲法が定めた裁判官の独立への重大な侵害です。しかも上司が実質審議に参加している点からすると、書簡という間接手段を用いた「平賀書簡事件」より重大な問題ではないでしょうか。それを許した他の裁判官の姿勢も間われるべきです。ここまでして園尾所長は何をしたかったのか。おそらくは裁判を自分の意図どおりに誘導することだったろうと、私は思っています

はたして園尾所長に裁判を誘導するつもりがあつたのだろうか。園尾所長は、最高裁判民事局兼行政局長、同総務局長などを歴任したエリート裁判官。専門は企業の破産や

「園尾所長の陪席には法的根拠がないどころか、裁判所法に違反しています。だから「書記官の補助者」と言わざるを得なかつたので

しょうが、言い訳もこまでもくるとおかしい通り越して、見苦しいばかり。

はつきり申し上げて園尾所長の陪席は、憲法が定めた裁判官の独立への重大な侵害です。しかも上司が実質審議に参加している点からすると、書簡という間接手段を用いた「平賀書簡事件」より重大な問題ではないでしょうか。それを許した他の裁判官の姿勢も間われるべきです。ここまでして園尾所長は何をしたかったのか。おそらくは裁判を自分の意図どおりに誘導することだったろうと、私は思っています

はたして園尾所長に裁判を誘導するつもりがあつたのだろうか。園尾所長は、最高裁判民事局兼行政局長、同総務局長などを歴任したエリート裁判官。専門は企業の破産や



番尋での出席者の位置

裁判官

裁判長

裁判官

園尾所長

債務者

久米弁護士

書記官、申立人代理人、保全管理人ら

会社再生に関する法制で、「破産再生部」の別名を持つ東京地裁第20部の部長時代は、同地裁に申し立てられた民事再生事件を總括判事として仕切った。破産法についての論文も多數著しており、新破産法制定の際には、最高裁長官代理者として国会答弁までしている。

一方、園尾所長が「陪席」した破産事件は、事業を継続しながら事業譲渡することを目的に、「民事再生法」など一般的な手法ではなく、あえて破産手続きを選択した点が珍しく、注目を集めていた。破産の申し立ては整理回収機構（RCC）が行つた。

ちなみに、本誌5月4・11日号ではこの債務者の旅館をめぐって、破産が決定したその夜に、RCCの職員6人が「破産管財人の補助者」として、利害関係のあるこの旅館で割引料金で飲食、宿泊していたことも報じている。

先の椎名弁護士がこう指摘する。

「園尾所長は、新破産法の生みの親で、ミスター破産法と言われる方です。債権者申し立てによる「破産手続きを利用した企業再生」のモデルケースをつくりた」という並々ならぬ意欲があつたのでしよう。そこで統計を利用した企業再生法がないというなら、憲法や法律を侵してまで陪席した理由を納得いくように説明してほしい」

園尾所長に誘導の意図があったか否かは定かではないが、債権者による破産申し立て事件において破産手続き開始決定までの平均審理時間（2002年～06年、法務省調べ）が62・3日であるのに対し、この事件はわずか7日間で決着した。「迅速」をモットーとする新破産法どおりの運びであったことは付言しておこう。

大名譽教授も「裁判官の独立」を脅かすものだとしたうえで、こう語る。

「司法権を國家が独占して安心」を理由に裁判手続をないがしろにしていいわけがない。回答文の末尾で

「軽率であつた」と所長は言うが

園尾所長は、書面で回答を寄せた。

（本件については、当該破産事件の合議体の裁判長と雜談している際に、事業の継続を目指すことを目的とする破産手続き開始申し立てという珍しい事件を受理したということを聞き、破産事件について多数の事件を担当した経験があり、破産事件に高い关心を持ついたため、研究心から「書記官の補助者」という立場で、事件に立ち会つてみることにしたのです）

どんな研究成果があつたのかあくまで裏切らぬが、「研究心」を理由に裁判手続をないがしろにしていいわけがない。回答文の末尾で

の国民の信頼を前提としています。その信頼を裏切るおかしい行為です」さて、当の園尾所長は、こうした指摘にどう答えるのか。

園尾所長は、書面で回答を寄せた。

（審尋後、決定が出されるまでの間、裁判官体とは会話を交わしていくません。もちろん裁判官体の判断に何らかの影響を与える意図ではなく、質問内容も破産手続開始の当否に関する裁判官体の判断に影響するようなものではありませんでした）

しかし、なぜ法的根拠のない「書記官の補助者」という立場を主張したのか。また、なぜ審尋の記録に氏名の記載がないのかなどについては一切説明がなかつた。

冤罪で話題を呼んだ鈴木事件の一審で死刑判決を出した静岡地裁の元裁判官である一方で、同事件の再審を求める上申書を提出した

熊本典道氏は、園尾所長の回答をふまえて、こう話しました。

「審尋は簡単な手続だから、好奇心があるからといつて資格のない人が入つていいなんてばかな話はない。園尾氏の姿勢は、裁判所が決めた方向に沿つて、裁判を進めるという最近のやり方の一環だと思います」

民主党の前田雄吉議員は、司法の監視活動を続ける方の「一環だと思います」

こう憤る。

「これが法を司る立場の対応か。自ら憲法を侵してい

るではないか。そもそも陪席したうえに質問までしておきながら、裁判の判断に影響を与えてないはずがない。諂ひを弄するのもほどほどにしていたいだきたいた」

では、日本の司法の最高機関である最高裁はどう答えるか。本誌の取材に対し、「コメントできない」の一点張りだった。

園尾所長も園尾所長だが、最高裁の説明責任を放棄した驚くべき対応にはあきれ